

令和5年度

出資団体監査及び公の施設  
の指定管理者監査報告書

清瀬都市開発株式会社  
経営政策部 財政課  
都市整備部 道路交通課

清瀬市監査委員

## 令和5年度出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

### 第2 監査の期間

令和5年12月20日から令和6年2月28日まで

### 第3 監査の対象

所管課	出資団体及び公の施設の指定管理者
財政課 道路交通課	清瀬都市開発株式会社 (指定管理施設：クレア市営駐車場及び清瀬駅北口地下駐輪場)

### 第4 監査の範囲

令和4年度における出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行

### 第5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和4年4月1日施行）に準拠

### 第6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、出資及び公の施設の管理に係る出納その他事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類と照合その他必要と認める方法により実施した。

### 第7 清瀬都市開発株式会社の概要

#### 1 設立

平成7年2月15日

#### 2 目的

- (1) 市街地再開発事業により建築される施設建築物の管理及び運営
- (2) 不動産（土地、建物）の保有・売買・賃貸借・仲介及び管理業務
- (3) 公共施設の管理運営に関する業務
- (4) 店舗の販売促進、調査研究及び指導業務
- (5) 金銭の貸借の媒介及び債務の保証に関する業務
- (6) 損害保険代理業務
- (7) 広告代理業及び宣伝業
- (8) たばこ、収入印紙、郵便切手、飲食物等の販売

(9) 前各号に付帯する一切の業務

### 3 主要事業

- (1) 市街地再開発事業により建築されたクレアビル及びアミュービルの施設運営管理及び自社等が所有する区分共有床の賃貸業務
- (2) クレア市営駐車場及び清瀬駅北口地下駐輪場の指定管理業務

### 4 事務所の所在地

清瀬市元町一丁目2番11号アミュービル5階

### 5 市との関係

#### (1) 出資状況

市は、会社設立に際して4億円を出資し、その後、数回の増資に応じ令和4年度末現在の出資総額は、18億円で出資率は94.4%となっている。

なお、発行済株式数は、38,130株で、このうちの36,000株を市が保有している。

#### (2) 公の施設の指定管理者

市は、清瀬市営駐車場条例及び清瀬市有料自転車等駐車場条例に基づき、清瀬都市開発株式会社を指定管理者と指定している。

##### ア 施設の名称

クレア市営駐車場及び清瀬駅北口地下駐輪場

##### イ 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

##### ウ 令和4年度指定管理者納付金（決算額）

クレア市営駐車場 78,000,000円

清瀬駅北口地下駐輪場 8,276,000円

## 第8 監査の結果

監査の結果については、第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、令和4年度に執行された出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、市が出資している団体の事業執行状況並びに公の施設の管理を行った指定管理者の管理状況についても、おおむね適切に処理されているものと認められた。

なお、清瀬都市開発株式会社並びに主管課においては、今後も常に連携を取りながら適正な事業執行の確保に努められたい。